

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
福祉部 子ども家庭局	設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。 工事完了日：令和6年1月22日（検査日：令和6年2月21日） <table><tr><th>工事名称</th><th>金額</th></tr><tr><td>大阪府立青少年海洋センター宿泊管理棟LED照明設置工事</td><td>1,617,000円</td></tr></table>	工事名称	金額	大阪府立青少年海洋センター宿泊管理棟LED照明設置工事	1,617,000円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録） 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。 2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。 （1）財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。 （2）建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。 （台帳価格） 第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。 （1）当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。 「別表4 固定資産計上基準表」 （固定資産計上の基本方針） 1．取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 2．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。
工事名称	金額					
大阪府立青少年海洋センター宿泊管理棟LED照明設置工事	1,617,000円					
措置の内容						
検出事項について、会計局へ依頼し、複式仕訳の修正処理を行った。また、公有財産台帳等管理システムにて、複式情報修正登録を実施した。 今回の検出事項の原因は、複式仕訳及び公有財産に関する事務処理方法の確認が徹底できていなかったことである。 再発防止に向けて、所属内で事案共有を行ったほか、事務担当者が関連研修へ出席した。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年6月3日から同年7月1日まで）